

文教委員會議錄 第二十一号

昭和三十一年四月二十二日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事坂田 道太君 理事長谷川 峻君

理事南 好雄君 理事二宮 武夫君

理事長谷川正三君 理事三木 喜夫君

理事山中 吾郎君

木村 武雄君 熊谷 義雄君

谷川 和穂君 床次 徳二君

橋本龍太郎君 原田 憲君

松田竹千代君 松山千恵子君

落合 寛茂君 川崎 寛治君

實川 清之君 和田 博雄君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

出席府政委員

外務事務官 高野 藤吉君

(大臣官房長) 文部政務次官 八木 徹雄君

(大臣官房長) 文部事務官 蒲生 芳郎君

(管理局長) 文部事務官 杉江 清君

委員外の出席者

文部事務官 村山 松雄君

(大学事務局) 審議官 田中 彰君

専門員 田中 彰君

四月十六日

委員松山千恵子君及び受田新吉君辭任につき、その補欠として千葉三郎君及び鈴木一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員千葉三郎君辭任につき、その補欠として松山千恵子君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員前田榮之助君辭任につき、その補欠として小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小松幹君辭任につき、その補欠として前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事長谷川正三君同日理事辭任につき、その補欠として山中吾郎君が理事に當選した。

四月十五日

私立中学校及び高等学校経営助成に關する請願(龜山孝一君紹介)(第二七七八号)

各種学校教育振興に關する請願(野田一君紹介)(第二九〇号)

私立学校振興会法の一部改正に關する請願(野田一君紹介)(第二九一号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の辭任及び補欠選任

私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二二号)(參議院送付)

学校教育に關する件

○久野委員長 これより會議を開きます。

この際おはかりいたします。

理事長谷川正三君から理事辭任の申し出があります。これを許可し、その補欠選任につきましては、先例によりまして委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは山中吾郎君を理事に指名いたします。

○久野委員長 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 私立学校振興会法等の一部を改正する法律案につきまして、要点的二、三につきまして質問をいたしたいと思ひます。

まず、内容の御質問に入るに先立ちまして、私立学校に対してこれを振興するということは、世論も強くこれを認め、必要を痛感し、訴えております。

なお、われわれも強くそれを感じておるわけでございますが、文部御当局として、私立学校を振興させるといふのは、いかなる必要を感じて振興させようとするのか、あるいはいかなる方法

をもって振興策を講じようとするのかという基本的な問題につきましてお尋ねをいたしておきたい、こう思ひます。

○灘尾國務大臣 私立学校の振興という問題は、年来的問題でございますが、ことに近來その声も一そう高くなつたかと思ふのであります。御承知のように、今日学校教育の上におきまして私立学校の果たしております役割はきわめて大きいと思ふのであります。

その観点からいたしまして、現在の私立学校の状況を見ました場合に、われわれといたしまして一そうその内容の充実をはかり、また活発な教育活動をやつてもらいたいと念願しております次第であります。御承知のように今日の私立学校につきましては、私立学校振興会を通じて財政的な援助をはかりますとか、あるいは税制の上におきまして特別な措置を講じますとか、あるいは特殊の目的に対しましては国が直接援助をいたしますとか、このような方法をとつてまいつたのであります。しかもその内容はだんだんと充実してまいつたと思ふのでござい

ますけれども、私学の現状決して従来の程度の国の援助あるいは助成等をもつてしまつては十分とはいへないものがあろうかと思ふのであります。ことに私学経営の立場からいへば今日まで議論をせられてまいつたと思ふのでございまして、一面におきまして先ほど申しましたように私学が果たしております役割が非常に大きい。つまり私学に

おいて學んでおる学生の数というものが非常に大きいのであります。そういう学生の立場、あるいはこれを学校に通わせております父兄の立場ということもよほど考へてまいらなければならぬのではないかと、このように思ふ次第であります。一方国立学校等に學んでおります学生あるいはその父兄の立場、それと比較いたしました場合に、あまりにも負担の關係において大きな相違があるということも切實な問題として今日考へなければならなくなつてきておるようによろしく考へられるのであります。私どもとしましては、当初申しましたような私学が日本の学校教育の面において果たしておる役割が非常に大きいということの基本といたしまして、いま申し上げましたようないろいろの点について再検討を加え、私学の振興についてさらに前進をするようにしてまいりたい、このような心持をもちましてただいまいろいろ検討を重ねておるような次第でございまして、さうにひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○上村委員 いま大臣がおっしゃつたとおり、日本の教育關係におきまして、実は在學をいたしております数の比率といへば、特に大学教育などはその最といつたわけでございまして、その学生数といへば、その他すべての問題におきまして私学が演じておりますところの役割といふものは非常に重大なものである。しかるに私学の在學生と国公立の在學生との父兄負担というもの

は非常に格差があることは大臣がおっしゃったとおりであります。こういうような点におきまして何かと文部御当局が御苦心をされておられることは非常に多いとお聞きしておりますが、ものの考え方といたしまして、イギリスなどで行なわれておりますように私学に対しては経費費その他の問題につきましても大幅にひとつ国が援助してやろう、しかしその私学の独自性というものを考えてこれの介入はしない。要するに財政援助はするけれども、学問の独自性あるいは私学特有の伝統その他を尊重しまして、そしてこれに介入しないというふうな一つの大きなものの考え方までお考えになっておられるのかどうか、この点につきましてお尋ねをいたしておきたい、こう思います。

○灘尾国務大臣 お尋ねになりました点は、いわゆる私学の振興をはかってまいります上において一番検討を要する問題ではないか、このように思っております次第であります。日本の私学の現状からいまして、私学を経営するに足るだけの大きな資産を持ち、そしてそれをりっぱな人々たちによって管理運営をしてもらひまして、そうして私学が経営せられていような状態とはほど遠いものが、現在日本の私学にはあると思うのであります。私学に対する援助をいたしますにつきましても、従来主としてやっておりますようにいわゆる物的施設を中心としての援助でありましたけれども、私学の経費、運営費等について援助をするというところにいたしました場合に、この私学の自主性にまかせて野放しにしておいて、

それでよろしいものであるかどうかという点は、われわれとしましては十分検討しなければならぬと思っております。また、野放しにしておけるべきではないことは当然のことでございますが、ただ私学の経理、こういうふうな点になりますと、国費をもつて人件費その他に充てていくということになりますれば、野放しにしてよろしいものかどうかという点について、私どもは慎重に検討する必要があります。あるいは私学助成の問題の重要な問題として皆さま方の御議論もいたされなければならぬ問題ではないかと思っております。にわかに自由自在にお金はほしいだけ上げ、それを御自由にお使いくださいというところではなかなか踏み切れないところが、日本の現状としては考えられるのではなからうか、このように思っております。

○上村委員 ごもつともだと思っております。それとともに、きょうの新開を拝見しますと東京都内におきましても無届けの、要するにやみの学校、各種学校その他につきましても全然正規の手続を踏まなくして学校なる名義を使つて開設をする、その数が相当の数に及んでおるといふようなことを報じております。そうしてきょうの新開は、毎日でございましたが、詳細に報じておる事実がある。こういたしますと、私学を振興していく、そうしてそれに對して相当力を入れるとともに、またその内容に——少なくとも正規の手続すら何も踏まなくて、しかも学校なる名称を使つてそうして学校を開いて

いる。第三者としましては、それが正規の学校であるのかどうか入りまして、そしてあるいは詐欺だとか詐欺行為にかかったというふうな非難が起きることは、全体の私学なり学校そのもののいわば権威と申しましようかあるいは信頼度と申しましようか、そういうものが低下しておる。だから私は私学振興というものをよく打ち出すとともに、またあらゆる財政的な援助を惜しまないとともに、またそういういわばその波に便乗していつて、そうして国民の期待を裏切るような行為をなすものにつましましては、相当な処置を講じてやっつけていかなければならないということを痛切に思い、なお本日の新開にも大きく報道いたしておりますので、その点につきまして御当局の御見解をお尋ねしておきたい。

○杉江政府委員 まことに相済みないことですが、私本日の新聞の記事を読んでもありません。おそらく各種学校に関する問題であると思ひます。各種学校につきましましては現在認可制度がとられており、そしてまた各種学校の教育を行なつておりながら認可を申請しないものについては認可の申請を命ずる制度もござります。それによりまして必要な措置をとることはできるたてで必要になっております。ただ各種学校は形態内容千差万別でございます。そしてまた各種学校認可にあつては省令で基準が設けられておりますが、その基準に該当するかどうかという点につきましましては、これはかなり判定のむづかしいものもござります。そういうことで、監督官庁も実問題としてはなかなか認可の申請を命ずることもむづかしいような場合もござりますし、

監督の行き届かない面があるかと思ひますけれども、たゞまゝとして、そういう内容のものであれば当然認可を申請すべきだし、またさせるべきだし、そしてそのような指導監督を加えべきものでありまして、御趣旨については全く同感でございます。

○長谷川(峻)委員 文部大臣に關連してちよつと御質問申し上げますけれども、私のほうの委員を見ますと大部分が私学なんです。ところで大学急増なんかの案を新聞で見ますと、私学を六万とか国立を一万とか短大を三万とか、こういうふうにして、従来も私学が非常に多かったが、将来も私学が多配なこと、私学出身の与野党の議員が非常に心配をして、時に文部省をバックアップして大蔵省あたりに働きかけて、財政投融資のワクの拡大をしたり、それをとることに専念し、あるいは施設設備の理科研究関係の補助金を出すようにしてみたりして、議員諸君がよく働いたと思ひます。国会の運営なりあるいは審議の過程において、どうしてもやはり従来の日本が明治時代から国立中心、官立中心で、それがずっと抜けておりませんので、どこかでこれを振興しなければいけない、この急増期において大きな転換期にきておると私は思ひます。早い話が、議員の中でもよく話が出ますけれども、それでは一体文部省の中に私学出身の諸君がどの程度の地位におられるか、あるいは日本全体の大学生の中で私学の諸君が六割以上占めておるにもかかわらず、一体それを世話する部局というものがどの程度のもので

あるかということがよく問題になるのです。ですから私は、この際は大学急増等々が現実的にある事態でありますから、文部省としては勇断をもって私学全体の問題について前向きにお考えいただきたい。それが上村君がおっしゃった、ある場合には税制の問題にもなるし、私学が高い授業料をとるとか入学金がどうのこうのと新聞記事にぎわしますけれども、早い話が、私学がどこかの人から三千万円寄付金をもらいますと千三百万の税金がつくのです。ですからどうしても四千万円寄付しないことには三千万という金が入らないのです。ところが国立の場合には全然税金がかからないのです。そして国の手当てがそれ以上にあるというところになれば、ますます私立と官立の格差がつくので、これはぜひひとつこの際、文部省全体として私学の問題について、いろいろの法案の御審議もさることながら、その前提としてお考え願ひたいということをお願いしておきます。

○灘尾国務大臣 私も、文部行政の中で私学に関する行政について、この辺で一つの曲がりかどにきていゝのじゃないか、ここいらでひとつ思いを新たにして私学の問題と取り組む必要があるのじゃないか、こういうふうな考え方のもとに、事務当局にもいろいろ検討をしてもらつておるところであります。いづれ成案を得まして、また御討議を願ひたいと思ひますが、なるべく早く方向を打ち出して、そして皆さま方の御意見も拝聴いたしまして、私学の振興について前進したいものと念願をいたしております。

○上村委員 大臣が私学の振興の点につきまして強く御熱意をお持ちになられることは、私はきわめてけっこうなことだと思っております。

次に、法案の具体的な内容に入ります。まいりたいと思っております。私立学校振興会の三十九年度貸し付け計画というのは一体どういうことになっておりますか。

○杉江政府委員 貸し付け予定総額は八十七億であります。その内訳は、一般施設費として四十二億、理工系整備費として二十一億、高校生急増対策費として十五億、それから各種学校の施設費として、たゞいま御審議をいただいておりますこの法案が通りますと五千二百万円、それから経営費その他の貸し付けとして約七億、以上であります。

○上村委員 次に、振興会の資金貸し付けの現況、それからおまな大学に対する貸し付けの具体的な金額、こういうものにつきましてお答えいただけますか。

○杉江政府委員 資金貸し付けは、三十九年度については先ほど申し上げましたが、三十八年度におきましては、貸し付け総額は六十六億円になっております。三十七年度におきましては五十一億、こういう状況で十分でございます。いまでも、年々相当の増額を示しております。

なお、大きな大学について現実どの程度いってあるかということでございますが、これは年度によって違いますが、三十八年度における状況を見ますと、中央大学においては三千万、日本大学においては四千万、法政大学においては二千六百万、慶応で三千万、早

稲田が特にいろいろな事情で多くなっておりますが、二億四百万等でございます。

○南委員 閣下。大蔵省に聞くのが筋なんですが、局長に聞いたほうがよいと思ひますが、いま長谷川委員から、三千万を寄付すると千三百万を贈与税とか何とかで取られるが、国の場合にはそれがいいのだ、こういうお話であります。私税制のことはしろうとですが、一体これは税法上そういう特殊規定があるのか。よく民間では財産隠匿のために寄付したようなやつに、このために脱税の疑いがある。これは徴税上の技術なのか、制度の上なのか。国とか公法人とかいっても、これは性質は違つても同じ取り扱いであるべきだと思ひます。そんなことくらいは文部省は大蔵省に話をして解決できそうなものだと思ひます。これはいづれ大蔵省を呼んでここで詰めますが、大臣はそんなことかいは御存じないと思ひますが、局長は事務官の立場として、公法人である以上は差別があるべきではない。ただ、たまたま悪い民間人が脱税のためにそういうことをするが、これは制度ではなくて脱税に対する特別措置であつて、寄付は三千万を国立に出すものも学校法人の早稲田大学に寄付するものも税法上に区別があつてはおかしいと思ひます。突き詰めて研究されたことがありますか。そういう奇怪な事実がもし世の中に存在するならば、そういうことを私学振興の上から見ても、曲がりかどにないでも、文部省としては、すでに解決をしておらなければならぬ問題のよう思ふのです。私は初耳なんです。

○杉江政府委員 先ほど長谷川先生からあげられました具体的例につきましては、これは一般にはそういうことはあまり起こらないのであります。ただその会社なり個人なりが寄付する場合におきます所得との関係等によつて、そういう場合もあり得ると思ひます。ただその例は私は相当特殊な例ではないかと思つております。現在法人税関係におきましては、一般の法人に對する寄付金については、ある程度損金算入が認められております。それは資本金の二・五、所得額の二・五、これは二・五との合計額の二・五、これは資本金、損金算入が認められております。これは損金算入が認められております。それから、税金はかからないわけですが、それを越える税金がかかる。それから、指定寄付金の制度等があります。これは施設とか校地に対する寄付金の募集について、大蔵大臣の指定を受けますと、これは全額損金算入になります。だからこれらのものについては、損金算入の範囲内においては税金はかかりません。それから指定寄付の指定を受けた範囲においては、全額損金算入になります。しかしそれを出る場合と、いまの指定寄付の制度によらずして一般に寄付する場合に、その制限を越える場合には相当税金がかかる。だからその辺は個々具体的な問題として判断されるわけですが、それから所得税関係におきましては一定の制限がありまして、それまではある限度によつて税額を控除される制度があります。しかしその制限がかなり低いものでありますから、それを越える場合は相当の税金がかかる。これも人によつてどの程度の税金がかかるかは異なつてまいりません。

○南委員 局長の答弁は非常に何となく、ほんとうの事務官の返事のような気がするのです。私学には補助金という制度もある。なぜに南株式会社が一億に寄付して、その一億の金を文部省があつて早稲田大学にどうして寄付できないのですか。補助金を出さないのですか。国に出すから免税をする。しかしその金は必ず東京大学にいったり、京都大学にいったりするでしよう。要はただ税金を出さぬために、一応一般会計に入る形になるだけなんだ。一般会計から補助金も出てるのですよ。東京大学に對する補助金は、一般会計から文部省を経由して出ておるのですよ。それが東京大学に寄付しても、京都大学にいったら全然東京大学にいかぬのであるならば、御趣旨の説明にも一応筋が通る。それで、ただトネルじゃないですか。そんなことをして、国立のものに無税で、学校法人の場合には贈与税をかけるなどというのをやるのは、明治の官学主義の徴税の方法であつて、今日のような状態においては、文部省は主計局に行つて、この一億円は一般会計に入れてください、この金は早稲田大学に寄付したいのだ、補助金として出すかと云つて、どうしてあなた確保できないのか。そんなことはやればわかることなんだ。一億円も出して、三千万も五千万もそのほかに税金を取られたら、だれも出す人おきませんよ。どうして国立と私立と一方は補助金なんだ。一方はただ国がやるというだけなんだ。私学には全然補助金がないというならいいですよ。補助金という制度があるのですから、話し合ひによつては、税金を出さずに、補助金で、文部省から早稲田大学でも慶応大学でも幾らでも補助金出せるじゃないですか。そうすれば税金が要らないのだという取り扱ひは——あなたにそういうことを聞いてもしようがないのですが、今度大蔵省の主税局長なりをぜひ次の機会に呼んでいた

学校に對する寄付の場合は、これは全部免税措置がとられるということになります。ただその際ちょっと一般に誤解があると思ひますのは、たとえば東京大学に寄付する。もし直接寄付したら、これは東京大学の施設にしないのでございませう。その場合には国の一般歳入に入つてしまふ。そうしてもし必要ならば国の予算としてその経費を見る。こういうことになつてしまふ。その寄付金が直ちに当該大学の必要経費に充当されるという制度にならないのであります。もしある特定の大学に寄付しようとするならば、これは直接その大学に金を渡したのでは、そういう目的が達せられませんか。多くの場合は後援団体をつくるわけでありませう。後援団体が金を集めて、それを後援団体が建物建てて、そしてそれを寄付採納する。その場合、後援団体が金を集めるときには、これと同じ取り扱ひがなされておるのであります。その間には差別はないのであります。だから確かに国の場合は、それは一般論として言えば免税される。しかしその趣旨は税金と異ならない。一般歳入に入つてしまふんだから、その性質は税金とほとんど同じだ。こういう趣旨において免税措置がとられておるわけでありませう。

○南委員 局長の答弁は非常に何となく、ほんとうの事務官の返事のような気がするのです。私学には補助金という制度もある。なぜに南株式会社が一億に寄付して、その一億の金を文部省があつて早稲田大学にどうして寄付できないのですか。補助金を出さないのですか。国に出すから免税をする。しかしその金は必ず東京大学にいったり、京都大学にいったりするでしよう。要はただ税金を出さぬために、一応一般会計に入る形になるだけなんだ。一般会計から補助金も出てるのですよ。東京大学に對する補助金は、一般会計から文部省を経由して出ておるのですよ。それが東京大学に寄付しても、京都大学にいったら全然東京大学にいかぬのであるならば、御趣旨の説明にも一応筋が通る。それで、ただトネルじゃないですか。そんなことをして、国立のものに無税で、学校法人の場合には贈与税をかけるなどというのをやるのは、明治の官学主義の徴税の方法であつて、今日のような状態においては、文部省は主計局に行つて、この一億円は一般会計に入れてください、この金は早稲田大学に寄付したいのだ、補助金として出すかと云つて、どうしてあなた確保できないのか。そんなことはやればわかることなんだ。一億円も出して、三千万も五千万もそのほかに税金を取られたら、だれも出す人おきませんよ。どうして国立と私立と一方は補助金なんだ。一方はただ国がやるというだけなんだ。私学には全然補助金がないというならいいですよ。補助金という制度があるのですから、話し合ひによつては、税金を出さずに、補助金で、文部省から早稲田大学でも慶応大学でも幾らでも補助金出せるじゃないですか。そうすれば税金が要らないのだという取り扱ひは——あなたにそういうことを聞いてもしようがないのですが、今度大蔵省の主税局長なりをぜひ次の機会に呼んでいた

だきますが、私どうしても納得できない。学校法人に対する寄付は、官学であらうが私立であらうが、私は区別があるべき筋合いのものではないと思う。ただそこに脱税の疑いがある場合には、これは国に對する一般会計の偏属であつても、調べて取り締まらなければならぬ。これは私立に寄付するからとか国に寄付するとかいう区別じゃない。それは脱税という事実に対する平等の取り扱い。しかし寄付金である以上は——いまあなたがおっしゃったことくらいは私は知っておる。それは三年ほど前にぼくらかましく言うて直したものだ。しかし今日は科学振興の時代ですから、理科系統と科学系統のほうには、国もつらいのですから、ほとんど寄付金として、補助金を出してやったらいいじゃないですか。そんなことくらい、文部大臣幸いいらっしゃるが、あなた大蔵大臣と話して、一般会計に入れて、そうして特殊補助金の形で出してもらつて、私学振興に使つたら、むだな税金なんというものを払わないで済む。そういうわざわざ法律をつくつたのもそういうところにある。脱税の場合は別ですよ。これは悪いこととしておるのですから、取り締まるのはあたりまえだ。しかしそれが正当に出されるのでありましたならば、当然補助金の形で新例を開いて、将来やつてもらわなければならぬことだ。そうしないとほんとうの私学振興になりませんよ。ぜひひとつこれは大臣、あなたの政治的責任をかけて、私立大学であらうが官立大学であらうが、財界の浄財というものは——元来そういうものに税金をつけるべきものではない。国の一番基礎になる大事な青少年

の教育なんでありますから、私立に對する場合には、税金が三割も四割もつくというふうな、そんなばかなことをいままで見のがしてゐるのがおかしい。そんなことどうして大蔵省と交渉できないのですか。

というのが大蔵省の考え方であります。従来からその問題については年来関係者の間には議論のあつた問題で、幾らかずつは改善せられたとは思いますが、いまままでのような程度ではなかなか私学の健全な育成ということとはむずかしい、こうも思いますので、税の面につきましては十分研究いたしまして大蔵省とも当たつてみたいと思つておりますが、また御協力もいただきたいと思ひます。

○杉江政府委員 学校法人に對する寄付については、これは現在の税の減免措置を大幅に引き上げるべきである、こういう点については全く同感でありまして、年々その努力を續けておるわけでありまして。またそれによりましてかなり減免措置の幅が広がつておりますが、なお今後とも大幅にこれを進めていかなければならないと思ひます。ただ私あえて申しましたのは、国立学校に對する寄付金は、そのまゝでは当該大学の施設整備に直接結びつかないのであります。そこで実際に国立学校の建物を寄付によつて建てるような場合は、私学と同じようにして、あるいは指定寄付金の制度その他の税の減免措置の適用を受けて、後援団体が集めて、そして現物給付をするわけですね。そのときには区別がございませう。しかしそういうふうな寄付金一般について、これは大幅な税の減免措置を進めるべきことは当然だと思ひます。

大学は理化学の実験所を國が建てるのだというところで、その十億は生きていくのだ、税金もかからないのだという、そういうところにはぼくは文部官僚の考え方の間違いがあるのだと思ひます。早稲田大学へ補助金を十億円出して、なぜ文部大臣の持つてゐる権限で、この金は早稲田の理工科の設備をやるためにみな寄付したのだから、一般会計に入れてもこれは補助金として出してくれ——どうして國と私立とそんなに区別するのですか。私は根本的に、国立には税金をかけない、私立には税金をかけるというその考え方が、大蔵省であらうが、文部省であらうが、

○久野委員長 さよう処置いたしたいと思ひます。

文部省はそれがあたりまえのような考え方をしていらつしやるなら、それは明治時代ですよ。そんな考えはなはいはずですよ。ぼくはそんなことがいまままで通つてきたのは奇怪しうなんですよ。そうでしょう。そんなものなら学校の経費だって官立にはどれほど國が補助してゐるか。その上にまた個人の寄付まで何か妙な理屈をつけて、一般会計に寄付をするからこれは原則としてやらぬでもいいのだが——やらぬ例があつたのですか。そういう例はぼくは一つもないと思ふ。私が一応寄付して東京大学へやれ——ただ帳面のつけ方だけじゃありませんか。なぜその帳面の例が——私立に全然補助金の制度がないならそれはしょうがありません。新しい制度をつくらなければならぬ。いまままでの官僚のやり方ではむづかしい。しかし私学振興の補助金というものが現にあるじゃないですか。そうしたら一般会計に入れた金でも、どうしてそれをトンネルにして私立へ持つていけないのですか。無税の扱いを受け

るには当然文部大臣も局長も精力をふるつてやつてもらわなければ、どうして私学振興の目的が達せられますか。こんなことがいまごろここで議論されるなんてぼくはほんとうにおかしいと思ふ。大先輩の長谷川君やなんかがいっぱいいらつしやるのに、いままでもうやつていなかったのか、ぼくは非常に疑問です。ぜひひとつこの点に明快に回答をお願いしたいのです。

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○南委員 私の言つた説明の回答にならない。それは国立に出しても私立に出しても、税法の二項目の合算の半分というものは、これは区別がないはずですよ。これはあなたがどう説明されようとかぼくは知つてゐる。しかしそれが東京大学なら、百億の会社が十億寄付しても一般会計に入るからそれは税金がかからないのだ、事實はこれは東京

○久野委員長 さよう処置いたしたいと思ひます。

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○久野委員長 さよう処置いたしたいと思ひます。

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

○上村委員 いまの問題につきまして長谷川委員、南委員からいろいろと御質問をいたしました。実は先ほど文部大臣が私学振興の問題につきまして、曲がり角に来ておると言われた。と申しますのは、ひとつ本腰を入れて全体的な総合的な対策を講じなければならぬ段階にきておる、こういうことに相なると思ひますし、また万般の施策というものが人づくり政策の基盤のもとに立つことは当然でなければならぬ。そういうような点にもつと政府が考え方の基調を少し変えれば、税の問題は簡単に処理がつくものだと思うのであります。たとえば私学の経営自体につきまして金を出し、そして干渉をしないというふうな大きな政策のもとにいこうとするとなかなかむずかしいが、いまの税務関係だけの処理をして

いく際におきましては、これのやりようによつては簡単にいくわけでありまして、ただいま南委員が強くお訴えをいたしましたこの点につきましては、ひとつぜひ強い御意図のもとに、先ほど大臣のおっしゃったような最も基本的な総合的な私学振興の政策をこの際確立していただきたい、こう思うわけでありまして。

次に各種学校の学校の学校数、生徒数その他の概況につきましてお尋ねをしておきます。

○杉江政府委員 各種学校の学校数は七千八百二十校でございます。在学生徒数は百三十七万でございます。その設置者別を見ますと、私立が圧倒的に多いのであります。七千八百のうち七千四百八十校は私立でございます。その次に公立が二百七十六校、国立が五十八校、こういう状況になっております。教育内容について申しますと、これは千差万別でございますが、多くは実務社会において職業に必要な技術の習得、これが大部分を占めております。しかしそのほか、たとえば補習学校とか朝鮮人学校とか、特殊のものもごくわずかながら含まれております。それから入学資格等でございますが、これは義務教育修了をもつて資格としているものもあれば、高等学校卒業というものもあれば、またそれ以上の入学資格を持つておるものもございます。いろいろ千差万別でございます。

○上村委員 次に、各種学校の融資対象となる学校は、具体的にどんなものかという点についてお尋ねしておきたい。

○杉江政府委員 各種学校のうち、今

回融資の対象といたしますのは、まず法人立のものに限っております。それはその経営形態という点から、一そう公共性が高いという判断に立ったわけでございます。内容からいいますと、理工系のものに限っております。なお、理工系といひましても、その範囲はあいまいでありますから、政令において具体的にその範囲をしぼっております。法人立ということで非常にしぼられ、しかも理工系、しかもその中をなお具体的にしぼりますので、実際に補助の対象に一応なり得る各種学校としては、私どもでは約三十校程度だろうと思つております。しかもそれ補助基準に該当するものを一応推定いたしますと、おそらく二十校以下になろうと思ひます。

○上村委員 法人立に限定したほうがいい、また理工系というふうに限定したほうが、いまのところこの私学振興の融資対象とする場合においてはよろしい、こういうふうにお話しですが、いろいろと御苦心の要ることであろうと思ひます。これは、各種学校というのは非常に数が多いし、また内容におきましてもきわめて複雑であるというような点もあるから無理もなからうと思ひますが、大体法人立と法人立でない各種学校というものの割合はどのぐらいになっておりますか。

○杉江政府委員 法人立は全学校数の大体一割でございます。

○上村委員 なお、各種学校制度について文部省は何か改善策を持つておられるかどうか。実はきょうの朝の毎日新聞を局長はお目通しになっていないということですから、ひとつ目を通しておいてください。これは具体的な質問

題が出ておるし、しかも教まで出ておる。これは私学振興というものがほんとうに重要な段階にきておる。しかも国政の中で占める文教政策の重要度というものはますます高くなつておる。しかもその人づくり政策の中で、教育制度の中で私学のウェイトはますます高くなつてきた、こういうようなことで委員各位においてもほんとうに熱意を持って御質問をしておるゆえんのものだろうと思つております。そういう際において、私学の振興というものを画期的にあらゆる部面で検討し、そして総合的な、基本的な施策を打ち出す時期に來ておる。これは文部大臣もおっしゃつたとおりであり、われわれも強くそのことを感じておる。そうする意味において施策を推進しなければならぬといふことも、その対象となる私学の内容その他いろいろの問題についてはまた別途に検討を要する。これは各文教部会におきましても、また文教調査会その他におきましても、いろいろと論議のあることは文部御当局も御承知のとおりかと思つております。そういう観点から、この各種学校制度について文部省はどういうような改善方途を考えているのかということ。特に私学振興会が融資対象を各種学校へ広げていったというふうな観点から考えまして、特にこの各種学校制度につきましても、文部御当局としては相当な御方針というものを確立しなければならぬ時期に私は立ち至つてゐるのではなからうか。こういう意味におきまして、改善の方途をお考えになつておるか、それとも現状でよろしいとお考えになつておるかどうかという点につきましてお尋ねしておきたいと思ひ

ます。

○杉江政府委員 各種学校は、現在法律の規定も少なく、その内容につきましても、先ほど申し上げたように、千差万別でございます。中にはいふゆる学校と言ひ得るかどうかが疑われるものも相当ございます。一方各種学校のかなり多くの部分は、社会の実情に即し、社会が要求する職業に必要な技術の習得に非常に大きな功績をあげてゐる、青少年の教育のために非常に大きく貢献してゐる、そういうようにいろいろありますので、これを全部いままにしておいて、それを全部いままにしておくことはかなりむづかしい。また税法上等の恩典を与える場合にも、この各種学校の制度がいまのようになりまうに多種多様にわたつておる場合には、その扱いがむづかしいという事情がございます。そういう観点から、実はいつも問題になりますのは、税法上の特典について現在各種学校のうちある制限を設けて、その税法上の特典を与えておるわけですが、特典も現状のままであればもっと圧縮せざるを得ないという税務当局の意向も出されております。また臨時行政調査会では、この各種学校を何とか制度的に改善すべきだというふうな意向も示されております。そこで私もこの各種学校の制度改善については研究を重ねております。

ただ、現在中央教育審議会において後期中等教育の問題が審議されておりますが、この各種学校は後期中等教育の一翼をなうものでありまして、この制度改善はそういう観点からも考えらるべき課題であると思ひます。なお、この後期中等教育に關係しないそ

れ以外の分野も相当ありますので、その改善は別途検討されなければならぬと思ひます。そういうことで、現在、確たる成案はまだ持ち合わせておりません。いろいろ検討いたしてあります。ただ事務的な検討の段階におきましては、先般臨時行政調査会から示されたような、あの意見をおおむね妥当だと考えております。それは各種学校のうち、特に社会の必要にこたへ、今後これを国としても特に助成していくべきだ、そういうものを集めて、制度化してそれを特に助成していくという考え方が成り立つものと私は考へております。その内容としてはやはり職業技術ということで一つ縛るべきじゃないか、それから設置者としては法人立ということで縛るべきじゃないか、それから修業年限についても、あまりに短期なものは一応は許して考へるべきじゃないか、それからその他、授業の形態、教官組織等についても一定の基準を設けて、それに該当するものは、いまの各種学校とは違つた制度としてこれを育成するといふような考え方は、私も一つ有力な考え方ではないかと考へまして、いま検討を進めている段階でございます。

○上村委員 きわめてけっこうなことだと思ひます。実はきょうの毎日新聞に、「モグリ学校の怪」という見出しで三面にこんな大きく一ぱい出ております。私は各種学校についてちょっと感じたことは、一般の方々が各種学校を信頼して入学手続をする、そういうと、これは真相を調べたわけじゃないけれども、三万円、四万円と入学金を取る、入つてみたつてもぐりで、

五

しかもそれに対して有力な方々の名前が出ておるから、みんな信頼して行くのです。さもなくば、世の中にはそんなだまされたり、しまったと思ふようなことはないはず。そういう際に、今後いゆる成規の手続も何もなくて、もぐりやうな学校について、知らなければ別だけれども、知って名前を連ねたという方がまたよそにもそういうことをやるといふような場合に、一回リストをつくっておいて、次に申請が出てきたようなときには、前にそういうようなことがあったような場合においては、特に注意をするとか、あるいは場合によれば、そういうような人らが名前を連ねてくるような場合においては認めないというようなことは、行政的措置として、また行政指導として簡単にできるのじゃないかという感じをぼくは持っておるのですよ、むずかしい考えでなくて、実際問題として。その点は何かお考えか、あるいは御意見でもあれば承っておきたい、こう思うわけだ。

○杉江政府委員 そういうふうな事例は相当あると思います。やはり何とか規制措置を考えるべき課題であり、ひとつ今後とも十分検討したいと考えております。ただ、いま私立学校一般に国の規制はできるだけ差し控える、こういう基本原則がとられております。ことに各種学校については、実際問題として目が届かないということもありまして、現状においては相当むずかしいことでありますけれども、しかし、これはやはり今後十分そういうことのないような措置を検討すべきだと考えます。

○上村委員 もう一点だけ御質問しまして私の質問を終わりたいと思うわけでございますが、次に、私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律の一部改正でございます。従来の補助率が二分の一以内であったものを三分の二以内に改めようとする、私は非常にけつこうなことだと思ひます。私立大学における研究設備も次第に高度のものが必要となってくる実情、なお整備には多額の経費を要するという実情におきまして、この補助金の補助率を引き上げたということは、私立大学の財政負担を軽減するという意味におきまして、きわめて喜ばれておる改正である。現在の段階で、具体的に、おまな大学の研究設備の拡充につきまして計画というものは、文部当局においておわかりになっておりますか。もしわかっておりますればお尋ねしておきたい。

○村山説明員 私立大学の研究設備の補助金につきましては、大学の設備充実計画をもとにした申請に基づきまして審議会が査定をして補助をする、こういうたてまえになっております。したがって文部省といたしましては、この補助金に関連なく、私立大学の設備充実計画一般を十分承知しておるといふことではございませんけれども、少なくとも、この補助金の申請に関する限りにおきましては、各大学が具体的にこういう設備を整備したいという計画書を出していただきまして、それに基づいて設備費の補助金を出しておる実情でございます。

○上村委員 この私立学校振興会法等の一部を改正する法律案はきわめて前進しましたとたらの改正案でございます。して、私はきわめてけつこうなものだ、こういうふうな思ひしておりますが、この機会に、先ほどしばしば文部大臣がお話しになりましたように、私学振興につきましても、基本的、総合的な施策にぜひ取り組んでいただきたい、そうしてこれが国民の期待に一刻も早くお応えいただけることをお願いいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○久野委員長 次に、文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 私の質問をする前に、いま私学関係の質問が与党からございまして、私のほうからも要望しておきたいと思ひます。

大蔵省の考えは、憲法の八十九条の關係から、全面的免税はできないという解釈をして、これは明らかなんです。予算委員会の一般質問のときに、田中大蔵大臣が私の質問に対して、局長が耳打ちをされたあと、宗教団体その他の関係において、私学教育關係についてもやはり全面的免税はできないので、という答弁をしております。そこでそれに対して、私学も官立も、これは教育基本法の支配のもとにある日本の戦後の教育制度と、私立学校法という法律ができて、公共性を第一にうたい、公の支配に入るといふことが法的に解決しておるの、完教団体、事業団体と同列に考えるのは間違ひじゃないかという論議をしております。したがって、委員長に

お願いいたしますが、これは田中大蔵大臣、主計局長にどうしてもここに來てもらって、ここで論議をしないと、おそらく文部大臣がいままでと同じような交渉のしかたでは水かけ論に終わって、そうして解決しないのじゃないかと思うので、南委員から要望もありましたとおり、委員長の政治力によってこれはどうしても大臣と主計局長を呼ぶ、呼ばなければはかの委員会ではやらないというくらいな決心でひとつ呼んでいただきたいと思ひますが、委員長から御答弁をお願いいたします。

○久野委員長 先ほど南委員、たまたま山中委員より御要望の件について、でき得る限り努力いたしまして善処いたしたいと思ひます。

○山中(吾)委員 それから文部大臣に關連してお願いいたしますが、私学の問題については、国の補助を多くすることによって現在の企業化しつつある私学に対する文部大臣としての良識のある正しい批判もなければならぬ非常に根本問題があることを私は理解をいたします。そういう問題があるのに、国の補助でなくして融資の關係と、個人が教育事業に対して私財を投ずるという美談に対して免税をするという、こういうことだけは徹底的に進めるべきじゃないか、それは私学に対する国の考え方というもののについての疑問を解決したあとにすべきでなくて、それ以前にやるべき政治的な問題であると思ひますので、補助の強化ではないのですから、全面的な免税と融資の關係はそういう解決以前の日本の教育振興のための政策だと私は思ふので、その辺については御疑問がないと思ひますが、そういうお考えのもとにこの問題を解決するよう特別の努力をさるべき問題だと思ひますが、御意見を聞きましておきたいと思ひます。

○藤尾國務大臣 私学振興方策として、いまお述べになりました免税の關係あるいは融資の關係、これはもう筋道としては私は問題はない、その方向で、もっともっと充実することに努力したい、このように考えております。

○山中(吾)委員 私学關係はこれで関連質問はやめます。

そこで、外務省の官房長おられますか。――二十日は列國議員同盟の春季総会に私は派遣されて参つたのですが、そうして数カ國の在外公館の人々といろいろとお話をしたときに、外交官の方々の一番大きい悩みは、日本人としての子弟の教育である、そうでない商社の方その他についても子供の教育ということが一番の悩みである、これはもう異口同音に述べられてきておりました。そういう子弟は帰化をするのではありません、そういう子弟はまた向うでは向うの学校の中で教育を受けて、日本の教育課程の中で育つわけにはいかない、しかし大学はせめて日本の大学を出たいというときに、資格の問題から力の問題、どうにもならない、こういう話を承つたので、これは予算の問題でなくて、日本の文教政策の忘れておる気のつかない穴であると私は考えてまいったわけでありまして、そこで、直接そういう在外邦人の方々のことについて責任のある外務省では、こういう問題についていままでは、何らかの措置をされる努力をされたのか、あるいはそういう教育施設についての具体的なある程度の計画を、今後



実現をするための計画をお持ちになつておられるのか、これを先にお聞きしたいと思つておられます。文部大臣はひとつお聞き願つておいて、最後に御意見を聞きたいと思つておられます。

○高野政府委員

これからますます外国で働かれる日本人の方が多くなりまして、外務省のみならず各界の方々が外国に行かれます。いろいろ働く、そのうちと子弟の教育というものが一番頭にくるわけで、問題になるわけでも、外務省員ばかりでなく、ほかの業界の方、ほかの各界の方の子弟の教育というものは前から考へておりました。現実には現在台北及びバンコックには、文部省とも御相談いたしまして日本人学校をつくつておられます。それから今年度の予算におきましてデリーとラングーンにやはり同じような規模の日本人学校をつくりたいと思つておるわけでございまして、ヨーロッパ、アメリカにおきましてはそれは希望がございまして、特に東南アジアにおきましては非常にこの希望が強いのでございまして、今後とも文部省、大蔵省とも御協議いたしまして、いままてないところも逐次ふやしていきたくて考へる次第でございまして。

○山中(吾)委員

官房長のお考えと在外の人々の考え方に食い違いがあるように私は聞き取つてきたわけですが、先進国地域においては日本人だけの学校は認可にならない。後進国はある程度なる。日本は中進国か先進国か知らないが、朝鮮人学校は認めておるが、一般に先進国においては外国人だけの学校の認可はなかなかできていない。したがつていまお話しになつた後進地域

についてはあるけれどもヨーロッパ地域にはないというのは、向こうで認めないからじゃないかということが一つ。それからかりにそういうことが認められても、教員をこちらから派遣をしても帰国をしたときに身分の保障がないからなかなか先生は来る人がない、こういうことも言つておられる。それから小学校くらいまでは日本語その他も家庭教育で母親ができるが、中学校からは、中学課程、義務教育の最終課程だけは日本の国内でしてもらいたい、そうして三カ年は親元から子供を離すことはわれわれはもう少し心配はない、日本の国内に在外邦人子弟のための国立の中学か、まあ都立中学でもいいが、そういうものをつくつて、全寮制をとつて、そうして教育をする、そうでないと事実上日本の大学には入れない、現在の競争試験の中で、こういうことを言つておるのです。そういう実態を外務省は把握をされて対策を立てておられるようにいまの答弁では聞き取れない。これは官房長がそういう担当の責任者となれば、少し迂遠だと思つたのですが、いかがですか。

○高野政府委員

ヨーロッパないしアメリカにおいていわゆる正規の外国の学校を建てるといふことは、なかなか困難な問題ではないかと思つておられます。それからまたそういう外国、ヨーロッパないしアメリカについては、まあ親御さんも大体その学校で一応満足して通学されておるといふ面と両々相まちまして、とりあえず一番希望の多い東南アジア等に逐次学校を建てております。

(委員長退席、上村委員長代理着)

席)

しかし今後まあヨーロッパないしアメリカにおきましてもそういう声が出てまいりますれば、これはある程度考慮していかねばならぬと思つておりますが、現在のところはやはり東南アジアが一番声が大いという実情でございまして。

それから日本における教育でございしますが、これは御指摘のように一番困りますのは、中学校までは一応義務教育で、在外から帰つてまいりましても入れるのでございしますが、高学年になりますと途中から帰つてきますと、なかなかいい学校——いい学校といひますか、入れない。どういふ学校でもなかなか入れないという非常な悩みがございまして、その点は寄り寄り文部省とも御相談いたしまして、在外から帰つてきた子弟のために何か特別の方法を講ずる、特別の制度を考へたいというこを、目下考究中でございまして。

○山中(吾)委員

東南アジアだけが声があるというのは、これは事実上反してはいるじゃないか。というのは向こうではアメリカン・スクールやいろいろいふところに入れておるのですが、それがいま話されたように日本の大学やいい学校には入れないといふことを言つておるわけですが、学費も向こうでやると一万五千から二万くらい要する。したがつてこちらに子供を渡して国で教育してもらつても学費は同じだといふんですね。そういうふうなことで、その外地につくつてくれといふことは希望してなかつたですね。日本の国内でつくつてやらなければならぬ。で子供を手放す。私は特にそういう教育

的な立場から意識的に聞いて歩いたんです。あなたの外務省の感覚とは違ふと思うのですが、これは一度お調べになつてしかなるべきじゃないか。事実上た常識的に考へて、子供はやはり日本の教育課程の中で日本の大学を出して、そのあとでアメリカその他の大学に入れるといふことは考へても、向こうの国に置くといふことは帰化をするんじやないですか、非常に悩みの持つておられるといふことは明らかであるので、調べていただきたい。なお、その資料で私あとでお聞きしたいと思ひますが、よろしくございしますか。お調べになりますか。

○高野政府委員

外国のある大学なり高校に入つておられます。すぐ日本へ帰つてまいりましてそれ相当の学校に入るという場合には、一応入学試験というものがあつて入るわけでございしますが、その場合に試験が通らないから入れないという面はもちろんあると思ひます。しかしいまわれわれ外務省で一番困つておるのは、年度の途中で帰つてまいりまして入れないという面、そういう場合には年度の途中、学期の途中でも入れるように文部省と相談したいと思つておられます。実際上向こうの高校ないし大学を出てきてそのまま並行移動できるかどうかという問題、御指摘の問題はそういう点にあるかと存じますが、これは向こうの学校の制度と日本の学校の制度との食い違い、学力の相違という点にあるのではないかと思ひますが、この点もひとつ調べて検討いたしてみたいと思ひます。

○山中(吾)委員

いままで在外務省予算として、国内に在住子弟のための中

学校か小学校をつくる予算を要求されたことがあると聞いたのですが、そういうことはありますか。

○高野政府委員

国内ではそういうことはございせん。

○山中(吾)委員

私は、そうではなくて、そういう要求をしたが入れられなくてまだそのまゝになつておるんだという話を聞いたわけですが、官房長のいまのお答え間違ひならもう一べん言い直してください。

○高野政府委員

国内における学校制度につきましては、文部省で本年度大蔵省に要求されたのですが、これが通らなかつたといふことでございまして。

○山中(吾)委員

本年度要求されたのですか、ちよつと説明してください。

○村山説明員

在外日本人で日本に帰国された方で特に進学で不自由をなさるのは高等学校の場合でございまして。そこでこれらの方々の受け入れのため的高等学校の特別クラスをつくつてほしいという御要望がございまして、本年度東京学芸大学の附属高等学校にそのような特別クラスの増設の要求をいたしました。いろいろな事情で予算を認められずに至りません。これは在外学校の小学校の教師派遣のほう为重点といふことになりまして、先ほど文部省のほうから御説明がございしたデリーとラングーンの二つの学校のための教員の定員増だけが認められたという結果になつております。なぜ認められなかつたかという事情は、明示されたわけがございせんけれども、海外からの引き揚げは何も東京だけに帰つてくるわけがございせん、大蔵省としては東京学芸大学に一つつくつてもはたして効果があるだら

うかというような疑問もあったようでございますし、まだいろいろ検討を要するということで要求が通らなかったわけでございます。

なお東京都におきましても同様な計画がありました。やはり実現に至っておりません。私学におかれましては国際基督教大学で帰国の方の教育のための計画がおりるようでございますが、これも実現を見ておりません。今後の各方面の努力に待つ課題だと考えております。

○山中(吾)委員 文部省で要求されたのと聞いたので初めてわかったのですが、何か外務省のほうは答弁を聞いておると割合に不熱心ですね。

○高野政府委員 国内の子弟の教育につきましてもはわれわれはいろいろ考えておるのですが、学校を建てるとか増設というのはやはり文部省の主管でございます。私どもは外国におけるいろいろの施設、先ほど御説明申し上げましたように、現在四つ、今度でございますのはそれ以外に大使館及び在外居留民、日本人会と協力いたしまして学校制度に至らないいろいろな寺小屋式な教育は各地でやっておるわけでありまして、逐次これを拡大していきたいと考えておるわけでございます。

○山中(吾)委員 外務省の外交官が日本を代表して暑いところに行つてずいぶん苦勞をされておるので、もう少し子弟の教育にも熱を持って考えるのが外務省の責任だと私は思うのですが、あなたの答弁を聞くと、人ごとのような話をされているので、もっと文部省へ外務省の立場で熱烈に主張されて、大蔵省を動かすくらいにされるべきだ

と私は実感を持つので、それを要望したいと思うのです。

文部大臣に最後に御意見を聞いて質問を終わりたいと思います。外国に学校を置くことはそう望んでいない、それはそうでしょう。向こうに行つて日本の教育なんかできるはずがないです。それだけの教師を派遣するなんていうことはまた文部省としてほしいなななことだと思ふ。そして実際は小学校までは家庭教育で最善の努力を払うから、中学だけは置いてもらいたい。

そして向こうではバランスがあるから、やはり在外邦人の子弟だけの学校にしないでそこにぼつんぼつん入つてもどうにもならない。これは私は日本人の共通の悩みとして取りあげてやるべき問題だと思ふ。それで東京都であるが、どこであるが、国が責任を持つて一校とか二校つくつてあげるといふことは、非常にささいなことであると思ひますけれども、私は忘れられた文教政策の大事な課題であると考えてきたので、その点は外務省のけつをたいて、ひとつつくつてやるように努力していただきたい。すでに予算要求をされたとすれば、すべて国民はその能力に応じてひとしく教育を受ける、機会均等であるという憲法の原則もあるわけですから、国内につくつてやるといふことは私は非常に大事なことであると思ひます。そこで来年度の予算については文部省でさらにあきらめないで出して、全寮制度でやつていただきたい、こう思ふのです。外務省は調査してください。あなたの私に対する答弁として事実が——私はほとんど公館にみな聞いてまいりましたが、そのときの感じと全然違う。あなたは外

国にあられたわけですか、子供さんないんじゃないですか。あるのですか。

——違ふので、その点お調べいただきたい。文部大臣の御意見を聞いて私の質問は終わります。これはしばらく留守をしておつたので、あいさつを兼ねて申し上げます。

○難尾國務大臣 山中さんの新しい事情に即しての御質問でございます。この問題につきましては、文部省としても昨年来外務省と十分連絡いたしまして、在外邦人の子弟の教育という問題についていろいろ対策を検討いたしておるところであります。いま御指摘になりました日本において教育施設を設けるといふことも確かに私も必要なことだと思ふのであります。残念ながら今年度は実現いたしませんでしたが、引續いて外務省とも十分連絡をいたしまして努力を續けてまいりたいと思ひます。

○和田委員 関連して。ぼくもいまの問題でちよつと念を押しておきたいと思ふのです。ぼくはしょっちゅうヨーロッパに行くのです、それから先進国も回るので。そして公館の諸君が一番訴えるのは、山中君の言つた教育の問題です。ですから、私はやっぱり外務省でももう少し熱を入れてこの問題を解決してもらいたい。これらは外交が何といつても非常に重要なんですから、現地に行つておる人たちが子供のことを心配しながらやつておるので、これは能力があらがやしませんよ。そういう意味で、こういう問題は文部省だけの問題ではなくて、いまの文教、教育の一つの盲点となつてゐるわけですから、やはり外務省とともに熱を入れて、これは閣議で外務大臣と文部大臣

が共同歩調をとればできることですから、どうかそういうことでやつてもらいたいと思ひます。これは官房長一べんヨーロッパのほうの人たちの実情をほんとうに聞いてください。そうするとよほど認識の違いがはつきりすると思ひます。私は去年も二度行きましたし、カナダも回つたのですが、行つて一番訴えられのはやはり中心になつて働いておる者の子弟の教育の問題なんです。この点間違ひありませんから、その点はひとつぜひ調査してこの問題を解決していただきたいと思ひます。

○上村委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる二十四日金曜日、午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会